

建設改良工事の品質確保のための対応について

令和3年4月1日
長浜水道企業団

企業団では、業者のみなさまの技術提案や企業努力を入札結果に反映し、その結果、工事の品質を低下させることなく建設コストの削減を図り、最終的には水道料金の抑制にもつなげ、工事業業者、水道利用者、企業団の「三方よし」を目指します。令和元年度の入札は最低制限価格を設けないこととしました。その中で、最低の金額を提示いただいた場合においても工事の適正な施工が通常見込まれない金額での入札業者とは契約を行わず、当該業者以外の業者と契約を行うこととし、令和2年度は失格基準を設定しました。令和3年度からは、より多くの業者のみなさまに参加いただけるよう、調査基準価格の設定と失格基準の設定見直しを行いました。

記

1. 品質確保に向けた対策

(1) 仕様書等に対する技術的提案

業者のみなさまからの技術提案をより入札結果に反映できる仕様書等の内容としています。

(2) 工事の適正な施行の確保について

水道管路布設工事および舗装工事、その他入札執行者が必要と認める場合、長浜水道企業団低入札価格調査の運用に関する要綱に基づき、技術提案や企業努力において工事の適正な施行が通常見込まれないと判断される水準を失格基準として設定します。

また、適正な施工ができないおそれがある水準を調査基準価格として設定し、調査基準価格以下で入札をいただいた最低価格入札者に対し、ヒアリングや誓約書の提出を通じて調査を行い、適正な施工が可能かどうかの確認を行います。

2. 判断基準

(1) 工事の適正な施工が不可能と判断する失格基準の設定

失格基準は、長浜水道企業団低入札価格調査の運用に関する要綱に基づき、工事ごとに設定します。

この金額および金額設定方法の詳細は、公表しません。

(2) ヒアリングの実施

長浜水道企業団低入札価格調査の運用に関する要綱に基づき、企業団の標準的な設計金額に基づき設定する調査基準価格以下で、失格基準を上回る金額を入札した者の中で最低金額の入札を行ったものに対し、代表者(金額の積算について説明できる者に委任することができる。)にヒアリングを行い、入札金額に誤りがないか、適正な施工が可能か等を確認します。

(3) 誓約書の提出

失格基準を上回る金額を入札した業者の中で最低金額の入札を行った者に対し、入札金額で施工可能であり、ヒアリング内容に虚偽がないことを証する誓約書を提出していただきます。

3. ヒアリングや誓約書に虚偽があった場合

ヒアリングでの発言内容や誓約書に虚偽があった場合は、適正な施工能力を有しないものとみなし契約を行わないまたは契約を解除するほか、指名停止等を行う場合があります。